

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	場所・物量等	使用目的	金額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金		手元保管	37,766
普通預金	福岡銀行 西新町支店 西日本シティ銀行 西新町支店 佐賀銀行 西新町支店 福岡中央銀行 西新支店	運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として	4,929,625 7,118,764 303,811 712,015
仮払金		会場借り上げ等	0
前払金		全国女性フォーラム交通費、もち文化センター借り上げ	577,140
貯蔵品		租税教育用	463,426
流動資産合計			14,142,547
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産			0
基本財産合計			0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	福岡銀行 西新町支店 西日本シティ銀行 西新町支店	建物等の更新時の支払いに備えるもの	5,000,000 4,526,799
退職給付引当資産	佐賀銀行 西新町支店	事務局役職員に対する退職金の支払いに備えるもの	1,331,200
周年行事引当資産	福岡銀行 西新町支店	周年行事事業費等の支払いに備えるもの	2,000,000
法人運営預金	福岡銀行 西新町支店 福岡銀行 西新町支店	部会の周年行事事業費等の支払いに備えるもの 運用益を法人会計の財源として使用する	600,000 5,000,000
特定資産合計			18,457,999
(3) その他の固定資産			
土地	福岡市早良区高取1丁目446番1,448番904.63㎡の内66,510/3,025,540	自己所有の土地、建物である。共有財産であるため、全体従事割合により、次のとおり按分している。	13,845,000
建物	福岡市早良区高取1丁目446番1の904 61.62㎡	71% (建物期末帳簿価額1,491,273円、土地期末帳簿価額9,829,950円) は、公益目的保有財産として、公益事業に使用している。 29% (建物期末帳簿価額609,112円、土地期末帳簿価額4,015,050円) は、公益目的の事業に必要な収益事業等、管理業務に使用している。	2,100,385
構築物	糸島市前原中央2丁目14-14 (広告塔三角柱型) ほか1棟	公益目的保有財産であり、公益事業に使用している。	157,322
什器備品	福岡市早良区高取1丁目446番1の904	電話設備 (期末帳簿価額72,891円) は、71% (51,753円) は、公益目的保有財産として公益事業に使用し、29% (21,138円) は、公益目的の事業に必要な収益事業等、管理業務に使用している。 また、プロジェクター (期末帳簿価額105,696円) は、公益目的保有財産であり、公益事業に使用している。	178,587
その他の固定資産合計			16,281,294
固定資産合計			34,739,293
資産合計			48,881,840
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金		パソコン教室受講料	36,000
預り金		事務局役職員等の源泉税等	276,653
流動負債合計			312,653
2 固定負債			
退職給付引当金			1,331,200
固定負債合計			1,331,200
負債合計			1,643,853
正味財産合計			47,237,987


令和5年4月11日

令和4年度 監査報告書

公益社団法人 福岡西部法人会
会長 天野吉介 殿

公益社団法人 福岡西部法人会

監事 曾根田 馨 

監事 服部 直和 

私たち監事は、当法人会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1 監査方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人会の主たる事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告について検討いたしました。

更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味資産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録等について、検討をいたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

イ 事業報告及びその附属明細書は、当法人会の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当法人会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。